

鹿児島県事業評価監視委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県事業再評価実施要綱第5条第2項の規定により鹿児島県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(監視委員会の事務)

第2条 監視委員会は、再評価対象事業（鹿児島県事業再評価実施要綱）別表に掲げる事業をいう。）の中から、各事業を取りまく社会状況等を勘案して、審議の対象とする事業（次項において「審議対象事業」という。）を抽出し、審議する。

2 監視委員会は、審議対象事業に関して、知事が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、意見等がある場合は、知事に対してその具申を行う。

(組織)

第3条 委員は、地域の実情をよく理解し、公平な立場にある有識者の中から、知事が委嘱する。

2 監視委員会は、9人以内で組織する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 監視委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 監視委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、委員の代理出席は認めないものとする。

3 監視委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(特例)

第6条 監視委員会は、市町村長等から、市町村等が実施主体の補助事業等について委員会への審議依頼があり、その内容が適当と認められる場合は、審議及び意見の具申を行うことができる。

(監視委員会の庶務)

第7条 監視委員会の庶務は、土木部監理課技術管理室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮り、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年11月6日から施行する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。